

令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁企画市場局信用制度参事官室）

項目名	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除の拡充								
税目	相続税、贈与税								
要望の内容	<p>（中小企業庁（主管）との共同要望） 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除制度について、中小企業経営者を取り巻く現状やこれまでの利用実績等を踏まえると、事業承継のより一層の円滑化を図る必要がある。 そのため、先代経営者が株式等につき信託を設定していた場合及び、後継者が株式等に係る信託受益権を相続又は遺贈により取得した場合についても、株式等と実質的に同一視できる場合については、本税制の適用を受けられるよう見直しを行う。</p> <table border="1" data-bbox="887 792 1489 963"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲1,057 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（▲68,000 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲1,057 百万円	（制度自体の減収額）	（▲68,000 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	▲1,057 百万円								
（制度自体の減収額）	（▲68,000 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることが求められている中、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の経営承継を円滑化させるための手段として、非上場株式等と同様に信託受益権について、納税猶予制度を設けることにより、ひいては、信託の利用の増大、発展を達成する。</p> <p>(2) 施策の必要性 中小企業の経営者年齢のピークは既に66歳に達しており、平均的な引退年齢が70歳前後であることを考えると、経営者の早期かつ計画的な取組を促進する必要があることからより一層の事業承継の円滑化の推進が重要であると考えられる。 そのための手段として、非上場株式等と同様に信託受益権についても相続税・贈与税の納税猶予制度の対象とすることにより、事業承継のより一層の円滑化を支援することが信託の利用の増大、発展のために必要である。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－３ 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	信託を利用した事業承継の円滑化が進むことによって、信託の利用の増大、発展に寄与する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	最近の受託件数から勘案し、年間 100 件程度受託し続けていくと想定され、将来的には、平均的に年間 100 件が、委託者の死亡により終了していくことが考えられる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	信託を利用した事業承継の円滑化が進むことによって、信託の利用の増大、発展に寄与する。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		なし	
要望の措置の妥当性		株式等と実質的に同一視できる信託受益権について、株式等と同様に納税猶予制度の対象とすることで、信託の利用を促進することができ、信託の利用の増大、発展に寄与することができる。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 29、31 年度に共同要望	